

2022年3月3日

株式会社アテナ

1. 当社は2019年(令和元年)10月9日に「日本年金機構が一般入札等の方法により発注する帳票の作成及び発送準備業務の入札参加業者に対する件」について、公正取引委員会の立入調査を受けた後、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

その調査を通じて同委員会から示された事項は次の通りです。

- ・日本年金機構が発注する上記業務(以下「特定データプリントサービス」という)について、遅くとも平成28年5月6日以降、26社(当社も含む)が共同して受注予定者を決定し、その受注予定者が受注できるようにする行為を行っていた。
- ・この行為は独占禁止法第2条6項に規定する「不当な取引制限」に該当し、同法第3条の規定に違反するものである。

2. 当社において、弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)に調査を委託した結果は次の通りです。

- ・営業部員1名が本件行為に関与していたが、2019年10月8日以降、当該違反行為は取りやめている。
- ・その他の役職員等は本件行為を知り得ることもなく一切関与していなかった。

3. 2022年3月3日に審査結果の申し渡しを受けましたので、命令書に従った措置を実施いたします。その概要は次の通りです。

(a)取締役会において、特定データプリントサービスに関する同種の行為を行わないことを決

議する。

(b)前項に基づいて採った措置を、自社を除く24社及び日本年金機構に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底する。

(c)上記(a)(b)に基づいて採った措置を、速やかに公正取引委員会に報告する。

(d)課徴金630万円を国庫に納付する。

以上